

労働者代表の組織がその目的を以て、労働者の利益を保護し、労働者の生活の向上を期し、労働者の団結を促進し、労働者の権利を擁護することを以てその目的とする。

本会がその目的を達成するため、労働者の生活の向上を期し、労働者の団結を促進し、労働者の権利を擁護することを以てその目的とする。

本会がその目的を達成するため、労働者の生活の向上を期し、労働者の団結を促進し、労働者の権利を擁護することを以てその目的とする。

本会がその目的を達成するため、労働者の生活の向上を期し、労働者の団結を促進し、労働者の権利を擁護することを以てその目的とする。

財団法人労働組合大阪支所

財団法人労働組合大阪支所

昭和七年一月十七日ノ横濱海友同志會ト横濱海員共済會ノ合同成就。四月二十三日ノ小樽海友同志會ト小樽港海從業員組合ノ合同成就等々。對外的ニハ労働クラブ加盟ニヨル戦線統一ヘノ勵ムカケテ例示スルコトガ出来ヨウ。

日本労働クラブニ加盟

日本海員組合、組合長濱田國太郎氏ノ提唱ニヨツテ生レタル日本労働クラブハ、我國ノ分散セル労働組合戦線統一ノタメニ最適ノ役割ヲ果スモノナルコトヲ認メ之ニ加盟シ、右ノ使命遂行ノタメ我國ニ於ケル主要ナル各労働組合ト共力スル事トナリ、昭和六年十一月十八日總同盟本部ニ於テ開催セラレタル第三回懇談會ニ於テ正式之ガ加盟ヲ承認サレ、爾來三回ノ懇談會ニ本聯盟カラモソレソレ代表ガ出席シテナル。殊ニ第四回懇談會ニハ本聯盟ヨリ港灣労働者保護法制度ニ關スル議案ヲ提出シ、ソノ實施促進ニ對シテハ共力スルコトガ決定サレタ。ソノ委員左ノ如シ